

事業報告 (第10期)

自 2025年 1月 1日
至 2025年 12月 31日

株式会社 Custodiem

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2025年）の世界経済は、インフレの沈静化が進む一方で、実質GDP成長率は3%台前半で推移しました。地政学リスクの継続や米国の関税政策を巡る不確実性により、企業の投資判断やサプライチェーンが影響を受け得る状況が続き、国際金融市場では政策金利の動向や為替変動が注目されました。米国では、関税政策等への警戒が残る中、金融政策は利下げ局面に入り、米ドル動向を含む市場変動が注目されました。他方、AIを中心とするテクノロジー・半導体への投資は、世界経済成長を下支えする構造として継続しました。

日本経済は、賃上げの広がりを背景に賃金と物価の好循環が徐々に形成され、2025年の実質GDP成長率は前年比+1%程度と潜在成長率を上回る水準で推移しました。個人消費や設備投資がGDP成長率回復を下支えした一方、世界経済の先行き不透明感や外需の停滞に加え、輸入物価や為替の円安影響を受けやすい局面もみられました。金融政策面では、日本銀行が2025年1月と12月に政策金利を引き上げ、物価・賃金動向を踏まえた金融正常化が意識される転換点となりました。

暗号資産業界においては、投機的な投資行動から、市場の成熟と産業化への移行に伴い実需的な投資行動が一段と進みました。米国では、トランプ政権が暗号資産業界の育成を政策課題として掲げ、業界を後押しする姿勢を明確にしました。ステーブルコイン規制法（GENIUS法）が成立し、暗号資産を決済等のインフラとして位置づける制度基盤の構築が進んだほか、デジタル資産市場構造のFIT21法案（CLARITY法）審議も進展するなど、規制の明確化と産業振興の両面で大きな前進がみられました。欧州においても、暗号資産市場規則（MiCA）の適用が進み、2024年6月30日から資産参照型トークン及び電子マネートークンの規定が、同年12月30日からその他の規定が適用されました。

国内においても、暗号資産を巡る制度環境は大きく進展しました。2025年6月に金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」が設置され、同年12月に公表された報告書では、暗号資産取引の多くが投資目的であることを踏まえ、規制の根拠法を資金決済法から金融商品取引法（金商法）へ移行し、暗号資産を金融商品として位置づける方向性が示されました。報告書では、暗号資産の売買等を業として行う場合に第一種金融商品取引業と同様の規制を適用すること、発行者に対する情報開示義務の整備、インサイダー取引規制の導入等が提言されております。メディアにより2026年の国会に関連法案が提出される見通しであると報じられていました。税制面でも大きな動きがあり、2025年12月に決定された令和8年度税制改正大綱において、暗号資産取引による所得について、現行の総合課税から分離課税への移行、及び3年間の損失繰越控除制度も盛り込まれました。これらの動きは、暗号資産を金融商品として位置付け、健全な取引環境の構築と利用者保護の強化を図るものであり、暗号資産交換業者を含む関連事業者にとって事業機会の拡大とコンプライアンス体制の高度化の両面で重要な転換点となりました。

ビットコインは、機関投資家及び個人投資家から代替資産・分散投資の観点で引き続き注目され、企業が財務戦略上の資産として位置付ける事例も増加しました。ビットコイン価格は年間を通じて大きく変動し、10月6日には終値ベースで1,868万円の過去最高値を更新しました。その後は調整局面を経て、年末時点終値ベースでは1,383万円で推移しました。

当社は、2024年7月に株式会社bitFlyer Holdingsの完全子会社となって以降、bitFlyerグループの一員としての体制整備を着実に進めてまいりました。以前の親会社であるFTX Trading Limitedの経営破綻に関連して発出された業務改善命令は継続しておりますが、引き続きお客様からお預かりしている法定通貨の出金及び暗号資産の出庫業務を着実に実施しております。

当事業年度においては、業務改善命令への対応を進めるとともに、売買事業再開及びクリプトカストディ事業の開始に向けた基盤整備に注力いたしました。具体的には、経営体制の高度化、内部統制及びコンプライアンス態勢の再整備、重要な規程の整備等を推進し、

親会社との監督・報告体制の整流化を図りました。また、情報管理体制強化に向けた調査・点検の実施を進めております。

今後は、当事業年度に整備した枠組みの定着と実効性の検証を進めるとともに、暗号資産制度の改正動向を踏まえた規程・態勢の整備を行い、売買事業再開及びクリプトカストディ事業開始の適切なタイミングを判断してまいります。暗号資産交換業及び第一種金融商品取引業のライセンスを維持しつつ、株式会社 Custodiem では取引所の売買営業は停止しておりますが、今後のコア事業と見据えるクリプトカストディ事業の開始に向けて、グループ間で連携しながら bitFlyer グループならではの価値の提供に努めてまいります。

市場環境の変動を受け、2025年12月末の顧客預かり資産は7,114,189千円と、2024年12月末の顧客預かり資産の8,911,873千円から減少しました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は△28,633千円（前年同期は△633,850千円）、営業損失△471,914千円（同△1,545,360千円）、経常損失△374,348千円（同259,952千円）、当期純損失△272,250千円（同300,304千円）となりました。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第7期 2022年度	第8期 2023年度	第9期 2024年度	第10期 2025年度 (当事業年度)
営業収益 (千円)	2,689,679	△262,547	△633,850	△28,633
経常利益または経常損失 (△)	250,620	△1,241,329	259,952	△374,348
当期純利益または当期純損失 (△)	△2,703,522	△1,258,651	300,304	△272,250
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△)	△270,352.29	△125,865.10	30,030.45	△27,225.01
総資産 (千円)	40,195,714	24,509,337	16,758,795	8,686,916
純資産 (千円)	8,661,735	7,403,084	7,703,388	1,514,469
1株当たり純資産額 (円)	866,173.53	740,308.43	770,338.89	151,466.93

(注) 当社は2025年3月28日付で株式4,314,800株につき1株の株式併合を行っております。当該株式併合については、第7期の期首に株式併合が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業	事業内容
暗号資産交換業	暗号資産取引所の運営

(4) 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

名称	所在地
本 社	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社bitFlyer Holdingsであり、同社は当社の株式を1万株（議決権比率100%）保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
当該取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、当社の業績を勘案し、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。
2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
当社の取締役2名は当社の親会社の取締役を兼務しておりますが、当社は、事業運営に関しては、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。
当該取引は、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づいて行われており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。
3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
当社は、社外取締役を置いていないため、該当する事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

3-1. 決議の内容の概要

当社は、取締役会決議（決議日：2017年6月22日）により、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）を整備しております。当該決議の内容の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営上の重要課題と位置付け、取締役が法令、定款及び社会規範を遵守し職務を遂行するため、コンプライアンス関連規程その他必要な規程等を制定し、周知徹底します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、取締役が決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を、文書管理に関する規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。取締役は、規程に従い、これらの文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクカテゴリーごとに必要な社内規程等を整備し、各リスクに関する責任部署を定め、当社のリスクを網羅的・統括的に管理します。また、システム障害その他不測の事態や危機の発生時における事業継続を図るため、インシデント管理に関する規程等を整備し、取締役及び使用人に周知します。さらに、情報資産管理、データ管理、アクセス権管理、外部委託先管理等の重要領域について、規程・手続の整備及び運用の

定着を図ります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、親会社との連携の下、経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点課題及び必要な予算配分等を定めます。また、職務権限及び責任の所在を明確にするため、組織規程、職務権限規程、職務分掌規程等を整備し、当社の規模・事業環境に応じて必要な職務執行に関する規程等の整備に努めます。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人が法令、定款及び社内規程等を遵守して職務を遂行するため、コンプライアンス関連規程その他必要な規程等を制定し、周知徹底します。

(6) 当社並びに当社親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社の経営・事業戦略に沿った健全な経営及び内部統制の体制を構築し、グループ方針との整合を図りながら業務運営の適正を確保します。また、当社は、親会社との連携の下、重要事項の報告・協議及び内部監査等を通じて、グループとしての内部統制の実効性向上に取り組みます。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役より職務補助の要請があるときには、関係部門の使用人に監査役の職務を補助させるものとします。

(8) (7)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助するための人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を要するものとします。

(9) (7)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その実効性確保のため、監査役補助業務の遂行にあたっては監査役の指示を優先する運用とします。

(10) 監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第、所定の報告ラインにより監査役に報告するものとします。

(11) 監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底します。

(12) 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して前払の費用等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

(13) その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役が環境整備の状況、監査役が監査上の重要な課題等について意見交換を行います。また、当社は、監査役が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障します。